

カジグループ人権方針

カジグループは、自らの事業活動において影響を受けるすべての人々の人権を擁護することを責務として認識しています。そのため、人権尊重の取り組みの推進を目的として、2011年6月に国連人権理事会で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく、「カジグループ人権方針」(以下、本方針)をここに定めます。

私たちは、80年を超える歴史を持ち、時代の変化と共に常に新しいチャレンジをくり返し、事業を拡大してきました。これからも私たちは 企業理念の「人の為、世の為に会社を通じて貢献する」を基にグローバル市場で共に成長していけるパートナーを目指します。

持続可能な社会の実現に貢献していくためには、カジグループの影響下にあるすべての人々の人権が尊重されなければならないことを理解しています。

1. 人権に対する基本的な考え方

本方針は、カジグループが、ステークホルダーに対する責任を果たすため、人権尊重の取り組みを約束するものです。そのため、私たちはすべての人びとの基本的人権について規定した国連「国際人権章典」(「世界人権宣言」、「市民的および政治的権利に関する国際規約」、「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」)や、労働における基本的権利を規定した国際労働機関(ILO)の「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」に加え、「賃金や労働時間など労働者の人権に関する条約」、国連「先住民族の権利に関する国際連合宣言」などの人権に関わる国際規範を支持し尊重します。

2. 適用範囲

本方針は、カジグループのすべての役員と従業員に適用します。加えて、カジグループは、自社の製品・サービスに関係するすべての取引関係者(ビジネス・パートナー)に対しても、本方針の遵守を求めます。

3. 人権尊重の責任

カジグループは、事業活動において人権に対する負の影響を完全には排除できないことを認識しています。私たちは、自らの事業活動において影響を受ける人々の人権を侵害しないこと、また自らの事業活動において人権への負の影響が生じた場合は是正に向けて適切な対応をとることにより、人権尊重の責任を果たし、責任あるサプライ・チェーンを築いていきます。

4. 人権デュー・ディリジェンス

カジグループは、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、カジグループが社会に与える人権に対する負の影響を特定し、その未然防止および軽減を図ります。

5. 対話・協議

カジグループは、本方針を実行する過程において、独立した外部からの人権に関する専門知識を活用し、ステークホルダーとの対話と協議を真摯に行います。

6. 教育・研修

カジグループは、本方針がすべての事業活動に組み込まれ、効果的に実行されるよう、適切な教育・研修を行います。

7. 救済

カジグループの事業活動が、人権に対する負の影響を引き起こしたことが明らかとなった場合、あるいは取引関係者等を通じた関与が明らかとなった、または関与が疑われる場合には、国際基準に基づいた対話と適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。

8. 責任者

カジグループは、本方針の実行に責任を持つ担当役員を明確にし、実施状況を監督します。

9. 情報開示

カジグループは、人権尊重の取り組みの進捗状況及びその結果を、ウェブサイト等で開示します。

10. 適用法令

カジグループは、事業活動を行うそれぞれの国または地域における法と規制を遵守します。国際的に認められた人権と各国の法令に矛盾がある場合には、国際的な人権原則を最大限に尊重するための方法を追求します。

本方針は、当社の取締役会の承認を得ており、代表取締役社長により署名されています。

2021年12月1日

カジグループ

代表取締役 梶 政隆